

2022年12月9日

## 常置調査研究委員会の予算使途について

学術推進委員会

常置調査研究委員会の予算使途について、前回（7/1）の学術推進委員会での審議を受け、同幹事会において「常置調査研究委員会に関する基本的な考え方」に基づき、委員会予算からの支出の可否区分の整理を行った。

### 1. 経緯および検討の基本姿勢

新型コロナウイルス感染症拡大以前は、常置調査研究委員会の予算消化の9割以上が委員に対する旅費支給であったが、2020年度以降、委員会開催はWEB会議がメインとなっており、年間予算の大半を消化せずに各常置調査研究委員会の活動が行われている。

2021年度の学術推進委員会が各常置調査研究委員会に対して今後の委員会予算の使途要望についてアンケート調査を行い、その結果が2022年1月企画運営委員会に提出された。企画運営委員会における意見交換の結果、各常置調査研究委員会から要望のあった支出内容の可否について、財政運営と組織運営の双方の観点から総務・財務運営合同委員会で議論を行うよう要請があった。

新型コロナウイルス感染症拡大以前・以後では本会を取り巻く状況が大きく変わっており、本会の活動の根幹となる常置調査研究委員会の活力の維持・向上は重要な課題である。一方で、会員からの年会費を財源とする常置調査研究委員会の予算の支出用途には一定の規律が求められ、その活動は会員組織である本会のあり方に関する共通認識をベースとしたルールに則り行われるべきものである。

### 2. 常置調査研究委員会の予算使途について

#### 【常置調査研究委員会に関する基本的な考え方】

- 調査研究委員会は、会員個人の研究成果を持ち寄り、学会成果としてまとめ上げ、会員または社会に対して情報発信するための「場」である。
- 従って、「場」の形成と成果物の「発信」に対して予算措置を行うのが基本的な考え方である。
- シンポジウム（研究集会、公開研究会を含む）は独立採算制とし、会計上は委員会経費と切り離れた運営を行っている。（内閣府に提出する公益目的支出計画実施報告でも、委員会経費とシンポジウム収支は別会計とすることが求められている）

[2022年3月4日 企画運営委員会資料抜粋]

可否区分	支出内容
<p>①支出が認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p><b>・ 調査研究報告書の作成費</b></p> <p>→特別研究／[若手奨励]特別研究委員会の報告書が対象 [特別研究委員会運営規程第6条(成果)により、設置期間終了時までの報告書作成が義務]。 →常置調査研究委員会は電子版(PDF等)を推奨(文責明記を厳守)。</p> </li> <li> <p><b>・ シンポジウム・研究会の記録・情報発信費用</b></p> <p>→会員・社会への公表を目的とした記録・情報発信費用が対象。Webサイトでの公表や建築雑誌活動レポート作成のためのテープ起こし。公的な請求書が発行される業者での作業を対象とする。</p> </li> <li> <p><b>・ 国内外への成果の発信のための費用（翻訳など）</b></p> <p>→委員会の成果報告を国際的に発信する翻訳費が対象。公的な請求書が発行される業者での作業が対象。書店に流通させる書籍のネイティブチェック費用は、国際交流振興基金の援助を申請のこと。</p> </li> <li> <p><b>・ 委員会で使用する Zoom アカウント料、ライセンス料</b></p> <p>→活動状況に応じて、必要なZoomアカウント料、ライセンス料は委員会予算から支出可能とする。</p> </li> <li> <p><b>・ 企業所属委員への旅費</b></p> <p>→定款に定める会員組織であるという前提に基づき、「<u>会員である企業所属委員</u>」を対象とする。</p> </li> </ul>
<p>②条件付きで支出が認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p><b>・ 調査・研究作業に使用する国内外の規格類（図書）購入</b></p> <p>→指針・仕様書等の改定作業の検討段階で必要な図書は、刊行企画書と任意書式による購入理由書により選定のうえ購入できることとするが、私物とならないこと、本会の所有物であることを明確にする。使用後は本会図書館で管理する。なお、指針・仕様書の改定に直接必要(原稿等)となるJIS等の購入はこれまでも実施しており、その費用は刊行物の原価に反映される。</p> </li> <li> <p><b>・ 指針や仕様書類のデジタルアーカイブズ更新費</b></p> <p>→指針・仕様書等を作成するうえで、調査・研究に必要と認めた場合、委員会メンバーに限定して、委員会予算からの支出を可能とする。学術団体の研究成果のアーカイブの位置づけであれば、学会全体の図書館・建築博物館所蔵資料のデジタル化促進費として予算化することが想定される。</p> </li> </ul>

<p>②条件付きで支出が認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方会場での会場費、会議室代</li> </ul> <p>→地方で開催する合理性がある場合が対象。</p>
<p>③各委員会予算からの支出は認められないが、学会全体の予算から支出が可能なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HP作成用ソフトウェア購入費</li> <li>・ アウトリーチ費用（HPの作成・更新）</li> <li>・ 活動のオンライン公開に係る作業費</li> </ul> <p>→各委員会からのオーバーヘッド予算を充当。委員会Webサイトの改善から検討を進める。</p>
<p>④各委員会予算からの支出は認められないが、外部資金の獲得により支出が可能なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究の検証実験で使用する消耗品費</li> <li>・ 小委員会で行う測定・調査外注費</li> <li>・ 事例視察等に係る旅費</li> <li>・ 地方のアーカイブズ機関への視察にかかる旅費</li> </ul>
<p>⑤支出が認められないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンポジウム等の高度なオンライン中継に係る費用</li> <li>・ シンポジウム・研究会における外部講師の謝金、委員の旅費、資料印刷費</li> <li>・ シンポジウムの赤字補填</li> <li>・ 大会研究集会資料の印刷と関係者への配布</li> <li>・ 専門的知識の提供に係る講師への謝金・交通費代</li> </ul>